

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年3月24日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社小諸村田製作所

3. 認定事業適応計画の実施期間

開始時期 2022年3月

終了時期 2024年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画は、従来よりもモノづくりにおける環境負荷低減の活動を実施していくこととし、ネック工程に生産能力の増強及び合理化投資を行い、目標年度の令和5年度までに炭素生産性を会社全体で20.2%向上させる計画である。

この計画のうち、令和3年度のにおいては、令和4年度に検収予定の設備の発注を行った。

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和3年度においては、本計画の対象設備の導入による生産能力の増強及び合理化は行われておらず、令和4年度において、本格的な実行段階に移行する。

この計画のうち令和3年度は当初の計画よりも、増収増益という結果となった、主な要因として、売上高が1,173百万円増加と当初予想していた変動材料比率の割合が3%減少したことによるものであり、令和4年度以降は生産能力の増強と合理化を行うことにより、さらなる付加価値の創出に努めて行く。

令和3年度の炭素生産性実績は、基準年度比で-21.4%となっており、当初の計画より10.5%改善した。令和4年度からは、設備稼働も本格化する中で、さらなる炭素生産性の改善に努めていく。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和3年度は有利子負債/CFが-1.8倍となり、経常収支比率が116.5%になります。

(4) 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

2021年度において受けた支援はございません。